

役員報酬等の額及び支給基準を定める規程

平成 29年 6月 20日 施行

令和5年11月28日一部改正

社会福祉法人蓼川福社会

社会福祉法人蓼川福祉会役員報酬等の額及び支給基準を定める規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人蓼川福祉会（以下「法人」という。）定款第23条の規定に基づき、理事及び監事に対する報酬等の総額及びその支給の基準について定めるものとする。

(理事の報酬等の総額)

第2条 理事に対する報酬等の総額は、年額36万円に第6条に規定する退職慰労金の支給額を加えた額とする。

(理事の報酬等の配分)

第3条 理事に対する報酬は、次の各号の区分に応じ、各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理事長 月額3万円
- (2) 理事長を除く理事 無報酬

(理事長の報酬の支給基準等)

第4条 理事長は、非常勤とし、原則として毎週火曜日、金曜日に法人定款第4条に定める法人の事務所に定例出向し、法人の必要な業務を処理するものとする。

2 理事長の報酬は、毎月第4火曜日に口座振込みにて支払うものとする。

3 理事長が月途中の退任若しくは就任の場合における報酬は、在職日数割で計算した額を支払うものとし、この場合において生じた千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(監事の報酬等)

第5条 監事は、無報酬とする。

(退職慰労金)

第6条 理事及び監事が退職したときは、理事及び監事として在職した期間に応じて次の表の基準に従って役員退職慰労金を支給する。ただし、退職した理事が、給与等支給規則（平成2年4月1日実施）に規定する退職金の支給対象である職員の場合は、これを支給しない。

役員在職期間	慰労金の額
10年未満	1万円
10年以上 20年未満	2万円
20年以上 30年未満	3万円
30年以上	5万円

- 2 前項に規定する在職期間の算定に当っては、理事及び監事として就任した月から退職した月までとし、この場合において6か月以上の端数が生じたときは、1年とする。ただし、理事長の職にあった期間は、その期間を2倍に換算するものとする。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、評議員会が定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第6条の規定の適用に当っては、施行日前に理事又は監事に在職していた期間がある場合は、その期間も加えて通算するものとする。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年11月28日から施行する。